

市内の事業者を応援!!

問い合わせ・相談

市役所商工労政観光課商工労政係

☎ 32-1841

赤平市企業振興促進事業

赤平市における企業振興のため、市内に工場や特定施設を新設、増設または機械などを更新する事業に課税の免除および助成を行ない、経済の発展と雇用拡大を図ります。

【対象の事業所】

工場：物の製造、加工または修理を行なうための施設
特定施設：製品などの開発を行なう試験研究施設、農林水産関連施設、ソフトウェアハウス、宿泊施設、医療福祉施設、スポーツ施設、教育文化施設、観光施設

※ただし、機械および装置・工具などが3名以上であること。

※赤平市内に立地する工場があり、新設または増設の投資額が1,500万円以上、これに伴つて新規雇用者が3名以上であること。

※ただし、機械および装置・工具などの更新事業に限り、新規雇用者が1名以上であること。

【課税免除】

固定資産税を5年間全額免除

【投資額に対する助成】

新設・増設・更新にかかる雇用者(市内居住者に限る)1人に対し50万円
※交付は1回限り(5,000万円)が10%に相当する額

※交付は1回限り(5,000万円)が10%に相当する額

※交付は1回限り(5,000万円)が10%に相当する額

【雇用に対する助成】

新設・増設・更新にかかる雇用者(市内居住者に限る)1人に対し50万円
※交付は1回限り(5,000万円)が10%に相当する額

【用地取得に対する助成】

新設・増設するとき、市内用地の取扱にかかった費用の30%に相当する額



中小企業融資事業

【対象者】

市内に独立した事業所(店舗)を有し、同一事業を1年以上営む中小企業者で、市税などの滞納がないこと

【融資内容】

短期運転資金	融資額	返済期限
1,000万円	1年以内	

※長期運転資金

融資額	返済期限	融資利率
1,000万円	7年以内	0.3%+長期プライムレート

融資額	返済期限	融資利率
3,000万円	10年以内	0.5%+長期プライムレート

※融資利率の2分の1を補給

※1%を限度とし、最初の5年間のみ

チャレンジ・アレンジ 産業振興奨励事業補助金

新製品開発をしようとする企業・団体を支援します。

【対象者】

中小企業者または規約が定められている任意団体など

【助成額】

新製品開発に要する経費の3分の2以内で100万円まで
※複数年事業は3年以内で各年50万円が限度

【保証料の補給】

当該融資につき保証協会の信用保証料の全額を補給(短期運転資金を除く)

※1%を限度とし、最初の5年間のみ



起業支援事業補助金

【対象者】

市内に事業所を設置し、通年で営業する事業を起業する方(中小企業者、中小企業団体)

【補助対象】

- ◎事業所などの建築費(増改築含む)
- ◎設備および備品の購入費
- ◎広告宣伝費

【補助金額】

対象経費の2分の1以内で300万円まで

融資・助成制度

店舗整備魅力向上 事業助成金

店舗の新築・改装または空き店舗の改装をしようとする事業者を支援します。

【対象者】
従業員が10人未満の個人または法人の商業者

※空き店舗改装に対する助成を受ける場合は、市に空き店舗情報として登録していただきることが条件となります。

【対象経費】
次の方に要する10万円以上の経費が対象となります。

- 店舗新築
- 店舗外観の改装
- 店舗内装の改装
- 店舗備品も可

【助成金額】
いずれも対象経費の2分の1以内で、次の金額まで助成します。

- 新築 200万円まで
- 外観の改装 50万円まで
- 内装の改装 50万円まで

中小企業融資事業

【対象者】
従業員が10人未満の個人または法人の商業者

※空き店舗改装に対する助成を受ける場合は、市に空き店舗情報として登録していただきることが条件となります。

【対象経費】
次の方に要する10万円以上の経費が対象となります。

- 店舗新築
- 店舗外観の改装
- 店舗内装の改装
- 店舗備品も可

【助成金額】
※1%を限度とし、最初の5年間のみ